

2012年3月14日

文部科学大臣 平野 博文 様

全日本教職員組合（全教）
中央執行委員長 北村 佳久

全教 2012 年春闘要求書

貴職におかれましては、小学校2年生での35人学級実現などゆきとどいた教育の条件整備に向けてご尽力されていることに、心より敬意を表します。

東日本大震災・福島原発事故から1年が経過しましたが、被災地の学校と教育は大きな困難を抱えたままです。子どもたちと教職員についても、依然として厳しい状況を抜け出すに至っていません。被災地、被災者の声にもとづく復旧・復興に向けて努力が求められています。

労働者の雇用をめぐる状況は、完全失業率や雇用調整助成金の申請などどの指標をとっても極めて深刻な事態が長期にわたって継続しています。この労働者の雇用や暮らしの状況は、子どもたちの生活にも大きな影響を与えており、貧困・格差の広がりとともに教育活動をすすめるうえでも重大な課題となっています。労働者、国民の雇用や暮らしを守るために政治が力を発揮することが切実に求められており、文部科学行政にとっても避けることのできない課題です。一人ひとりの子どもに正面から向き合う教育条件の整備を急ぐとともに、子どもたちの教育を受ける権利を保障するために、予算の充実をはかり給付型奨学金制度の創設など、教育費無償化に向けた政策の一刻も早い実現が待たれています。また、国と地方が一体となって教育条件を前進させるためにも、国の責任で、一定の期間を想定した学級編制標準や教職員定数にかかわる改善計画を策定することも大切な課題です。外務大臣が具体的な留保撤回の手続きを明言された国際人権規約・社会権規約の精神を生かした教育施策こそ求められます。

教員統計調査をはじめ、2011年に文部科学省が公表された教職員にかかわる指標は、教職員の病気休職者や精神疾患による休職状況、早期離職の実態、初任者にかかわる深刻な現実など看過できない事態を明らかにしています。このもとでも、全国の教職員は、労苦をいとわず、献身的な努力を続けています。それは、東日本大震災にあたっての教職員の奮闘に地域、父母・保護者から大きな信頼が寄せられたことから明らかです。昨年指摘した日本PTA全国協議会の会員意識調査結果などの結果とも符合するものです。

しかし、政府は、公務員総人件費削減方針のもとで、国家公務員給与を平均7.8%削減する法案を強行し、一部には義務教育費国庫負担金削減の報道も行われています。このような政府の態度に対して、教職員は強い憤りを覚えています。

今、必要なことは、学校職場で働く教職員の努力に報い、これを励ます諸施策の実現です。

貴職におかれましては、今後とも、憲法と子どもの権利条約、ならびに「教員の地位に関する勧告」と5次にわたるCEART勧告を生かした教育政策をすすめていただき、以下の具体的な事項の実現に最大限のご尽力をいただきますよう、要求します。

記

1 東日本大震災と福島原発事故からの復旧・復興をすすめるために

- (1) 子どもたちが経済的理由で十分な教育を受けることができない状況を生まないように、就学援助の認定に万全を期し、子どもたちが安心して学び続けることのできる環境を整えること。直接被災した児童生徒だけでなく、家計の急変などによる就学困難に対しても、同様の支援がおこなえるようにすること。
- (2) 小・中学校や特別支援学校、定時制高校等の給食費を無償化すること。さらに、教育活動に不可欠な教材・教具、図書、備品などの費用を国で措置すること。
- (3) 子どもたちの心のケアやきめ細かな学習指導のため、被災地における小・中・高校のすべての学年で30人学級を実施し、教職員定数配置と校舎整備などの特別措置を講じること。
- (4) 児童・生徒数の激変など被災地における子どもの実態、学校の実情にもとづく教職員の加配要

望に即して教職員配置をおこなうとともに、被災状況を考慮した中長期的な配置を展望できる条件を整備すること。阪神淡路大震災後に配置された「教育復興担当教職員」を今回の被災地においても長期的に加配措置するとともに、スクールカウンセラーなど、専門職員の積極的な配置をおこなうこと。また、養護教諭の複数配置や、学校事務職員の加配を行うこと。また、震災遺児となった子どもたちの将来にわたるケアをおこなうため、スクールソーシャルワーカー等の配置と活用を図ること。

- (5) 国の責任で、被災校舎の新築・改築・移築を早急にすすめること。被災校舎の復旧に要する経費は、「東日本大震災復興交付金」による国の負担を全額とすること。また、私立学校施設災害復旧については、公立学校と同等となるよう補助すること。
- (6) 地域における学校の役割を十分にふまえ、震災復興を口実にした、地域住民・保護者・子どもたちの意向に反する学校統廃合を強行しないようにすること。
- (7) 被災地の復旧・復興に必要な財源確保のため、その期間中、義務教育費国庫負担金を全額国庫負担すること。私学助成は、災害前の児童生徒数を算定基礎とするなど 2012 年度以降も弾力的な取り扱いを継続すること。
- (8) 子どもたちを放射能から守るための対策に万全を期すこと。放射線量の測定をきめ細かく行い、公表すること。内部被ばく検査や定期的な健康診断の制度化、学校給食をはじめ食品の安全確保など、放射能汚染から子どもたちの健康と安全を守る措置を講じること。学校施設内の放射線量を引き下げするための抜本的な対策を講じること。校庭や通学路、公園等の汚染された表土の除去、校舎・通学路の側溝の汚泥処理など必要な対策を国の責任で実施すること。
- (9) 福島原発事故に伴って、県内外に避難を余儀なくされている児童・生徒の教育を受ける権利を保障するために万全を期すこと。通学経費、移動経費も含めすべての経費を国で負担すること。さらに、自主的に避難している児童・生徒に対しても経費の補助をおこなうこと。サテライト校の設置などにより、多数の高校生の通学費負担が大きくなっていることもふまえ、福島県でおこなっている通学費の全部又は一部を負担する軽減措置に対して、国は全額を補償すること。
- (10) 「安全神話」に基づき推進されてきた文部科学省諸施策を見直すこと。「放射線」副読本を子どもたちに押しつけないこと。

2 子どもたちの就・修学と、卒業生の就職を保障するために

- (1) 高校、大学の漸進的無償化を定めた国際人権A規約第13条2項(b)中等教育無償、(c)高等教育無償の「留保」を撤回し、批准すること。
- (2) 子どもたちの教育を受ける権利を保障する立場から、学校設置者を問わず高校等授業料の完全無償化を実現すること。私立学校等に対する就学支援金を拡充すること。
- (3) 準要保護児童生徒の就学援助の国庫負担金を復活すること。また、特別支援教育にかかる就学奨励費の支給範囲の拡大と単価の大幅引き上げをおこなうこと。高校等において、義務制における就学援助制度に準じる制度を創設すること。
- (4) 入学準備金制度など、経済的に困難な家庭の子どもに対して高校・大学等への入学時納付金納付時まで資金が担保できる緊急補助策を具体化すること。
- (5) 奨学金制度については、無利子奨学金の枠を拡充するとともに、返還義務のない給付制奨学金を創設すること。とりわけ、高校生の奨学金制度を拡充するため、特別な予算措置をおこなうこと。また、個人信用情報機関への通知はおこなわないよう指導すること。
- (6) 授業料・学校納付金および給食費などの公的な補助措置を講じること。定時制高校の給食費、教科書費への補助を国庫補助に戻すこと。教育における私費負担を軽減するために、教材費などの国庫負担を復活させるとともに、必要な予算措置を講じること。
- (7) 私立学校における授業料減免事業の拡充をはかるとともに、生活福祉資金貸付制度の活用など教育費の緊急貸付制度をつくること。

(8) 高校生・大学生、青年の深刻な「就職危機」打開に向けて、緊急対策を講じること。

- ① 大企業に対して、新卒者の求人を出すことを求め、雇用に対する社会的責任を果たすことを要請すること。
- ② 地方における雇用創出を図るため、公務・公共サービスの民間委託政策を転換させ、公務・公共部門での積極的な雇用創出をはかること。
- ③ 就職未決定で卒業する高校生などに対して、卒業後に有給で技能・資格取得のための職業訓練を受けさせるなど、将来の就労につなげていくための緊急支援策を講じること。

3 国民のための民主的な公務員制度の確立と労働基本権の回復について

教職員にとっての民主的な公務員制度の確立と、労働基本権の全面的な回復をめざし、文部科学省として、下記の要求実現のために、当事者性のある項目については実現のために尽力し、他の項目については関係機関にはたらきかけること。

- (1) 憲法とILO勧告にもとづく民主的な公務員制度を確立するため、教職員に争議権を含めた全面的な労働基本権を回復すること。
- (2) 教職員の労働基本権の回復にあたっては、すべての教職員組合を平等に扱い、法案検討段階から十分協議すること。
- (3) 「教員の地位に関する勧告」（1966年勧告）の立場に立ち、教職員の賃金・労働条件に関わる事項は、すべて「合意を前提とした」交渉事項とするとともに、国民的議論に付すべき教育政策については協議事項と位置づけ、定期的な協議の場を確立すること。
- (4) 管理運営事項であっても、労働条件に係る事項は交渉事項とし、その他の事項は協議事項とすること。
- (5) 国・都道府県・市区町村・学校のそれぞれの段階における義務的団体交渉事項と協約締結事項を明らかにし、不当労働行為をおこなわないこと。
- (6) 雇用と年金との接続をすべての教職員に保障するため、定年制延長をおこなうこと。その際、給与水準の引下げをおこなわないこと。また、退職手当制度の改善をはじめ、高齢教職員を定数から除外することや本人の希望によりフルタイムに戻れる短時間勤務制度など、教職員が働き続けられる条件整備に努めること。また、制度完成までの間、3年に一度生じる「定年退職者ゼロ」の翌年度に、国の責任で新規採用教職員を確保すること。
- (7) 政治的行為の制限等を内容とする国家公務員法、地方公務員法および教育公務員特例法を改正し、政治活動の自由を保障すること。また、選挙に際しては、教職員の国民としての権利を守り、地位利用にならない個人的な政治活動まで一律禁止するような通知を学校現場にださないこと。
- (8) 特権的な公務員制度や、「天下り」を廃止すること。

4 教職員の賃金改善について

1、公務員給与削減のための「給与臨時特例法案」について

国会で強行された公務員給与削減のための「給与臨時特例法」は、憲法が保障する労働基本権を制約したもとの暴挙であり、二重、三重に憲法に反する。困難ななかで奮闘している教職員のモチベーションを支えるために、国における削減措置が義務教育国庫負担金および地方交付税の削減に連動しないよう、全力を尽くすこと。

2、教員の給与制度等の見直しについて

- (1) 人材確保法を堅持し、文科省実施の教員勤務実態調査に見合った、適正な教員賃金水準を確保すること。また、給与決定のための交渉ルールを確立すること。
- (2) 教職員の長時間過密労働の縮減をすすめるとともに、給特法を改正し、教職調整額の現行4%水準を維持しつつ、労働基準法37条にもとづく学校現場にふさわしい時間外勤務手当制度をつく

ること。

- (3) ベテラン教職員の処遇改善のため、客観的基準による上位級への格付制度を導入すること。
- (4) 教員モデル給料表の作成にあたっては、生計費と勤務実態、ならびに教職の専門性を担保した賃金水準となるよう、所管官庁として助言・援助すること。

3、教職員賃金などの改善について

以下の要求について、所管官庁として実現に努力すること。

(1) 基本賃金の引き上げ

- ① 公務員が職務に専念できる全国共通の給与水準を確保し、地域間の給与格差を是正すること。
- ② 教職員の賃金を月額1万円、臨時・非常勤職員の時給を100円以上引き上げること。
- ③ 学校職場に働くすべての労働者の最低賃金を、非常勤職員に対する国の「指針」を最低基準として、月額相当16万円（時間給1,000円、日額7,500円）以上とすること。また、時間講師の授業時間単価を3,000円以上に引き上げるとともに、期末手当を支給すること。

(2) 賃金改善にあたっては、初任給の政策的な改善とともに、各年齢段階に応じた生計費の増額、教職員としての経験の蓄積や専門能力の向上を十分に考慮し、中堅・高年齢者の賃金体系の維持・改善をはかること。また、教職員の職種間における賃金格差を拡大しないこと。

(3) 公教育におけるナショナルミニマム確保と「同一労働同一賃金」の原則にもとづき、全国共通の教員賃金水準を維持すること。

(4) 高等学校等教員給料表、小中学校教員給料表の抜本的改善の中で格差を是正すること。

(5) 教職員の「給料表」の適用および「給料表」の格付を次のように改善すること。

① 給料表の適用改善

「実習助手」、寄宿舎指導員	高等学校等教育職給料表	2級
現業職員	行政職（一）表	
幼稚園教員	小中学校教育職給料表	2級
栄養職員	医療職（二）表	
臨時教員（常勤講師）	教育職給料表	2級

② 昇級（ワタリ）制度の改善

教諭・… 全員を対象に、かつ年齢・経験年数などの客観的な基準にもとづき上位級への昇級をおこなうこと。

「実習助手」（図書館職員含む）、寄宿舎指導員

… 免許所有者はただちに、未所有者は大卒6年、高卒経験年数10年、短大・高専卒経験年数8年で高等学校教育職給料表2級への昇級をおこなうこと。

栄養教諭・… 任用替えにともなう教育職給料表への切り替えについては、再計算の上、格付けすること。

事務職員（図書館職員を含む）

… 客観的基準にもとづき、すべての職員を対象に行政職（一）表6級まで昇級させること。

栄養職員 … 事務職員に準じて昇級を実現すること。

現業職員 … 賃金切り下げを行わず、行政職（一）表を適用すること。

(6) 中途採用者の初任給決定基準については、経験年数換算表の改善をおこなうこと。

(7) 一時金の改善について

- ① 一時金については、支給月数の引き上げをはかり、期末手当に一本化すること。
- ② 一時金における「役職別傾斜支給」、「管理職加算」を廃止すること。

(8) 諸手当に関し、次の改善をおこなうこと。

- ① 定時制・通信制手当、産業教育振興手当など教員諸手当の見直し改悪をおこなわないこと。
 - ② 地域手当については、生計費、物価動向を重視し、格差の縮小、支給地域の拡大をおこなうこと。
 - ③ 配偶者手当の増額をはかり、扶養手当の支給範囲、支給基準、支給額、女性に対する不利益取り扱いを改善すること。
 - ④ 借家の住居手当の支給内容を改善し、支給額を引き上げること。
 - ⑤ 交通用具使用による通勤手当を、高騰の続くガソリン単価を反映したものに改善するとともに、寒冷地手当については、寒冷積雪地域の生活実態にもとづいて改善すること。
 - ⑥ 部活動指導をはじめとする教員特殊業務手当を、少なくとも最賃水準を上回るよう、大幅に引き上げること。特殊勤務手当について、実態をふまえて支給額の改善をおこなうこと。農場指導手当（宿泊指導）、水産乗船手当、舎監手当などの諸手当を改善すること。
 - ⑦ 部活動指導などの日曜・休日出勤に対する交通費実費を支給すること。
 - ⑧ 時間外勤務手当の支給割合をすべて150%に、夜勤手当及び休日給の支給割合を200%に引き上げること。また、宿日直手当の改善をおこなうこと。
 - ⑨ へき地手当については「へき地教育振興法」の精神に立脚し、国基準を下回ることをしないよう、所管官庁として助言・援助すること。
 - ⑩ 昼・夜間、及び他校間兼務者の兼務手当を大幅に引き上げること。
 - ⑪ 主任手当制度を廃止すること。
- (9) 障害児学校等に働く教職員の仕事の実態にみあう「給料の調整額」を回復すること。

4、教職員評価制度、「能力・実績主義」について

- (1) 自己申告、相対評価、賃金・処遇への反映などを内容とする教職員評価制度（人事考課制度）を導入しないこと。また、今までに強行導入した都道府県においては、あらためて交渉事項とし、教職員評価制度についての白紙からの協議をおこなうこと。
- (2) 「査定昇給」制度の実効化と「勤勉手当」の格差拡大をおこなわないこと。また、本給と諸手当の配分比率の改悪をおこなわないこと。
- (3) 管理職員特別勤務手当、管理職手当の増額など管理職員の賃金優遇をやめること。
- (4) C E A R T第10回会議での勧告の具体化に踏み出した立場をさらにすすめ、1966年勧告とC E A R T勧告を日本の実態にいかすこと。そのため「双方が受け入れられるような」理解を促進する定期的な協議を持つこと。

5 教職員の労働時間、休日、休暇等の改善について

- (1) 労働時間の短縮についての要求
 - ① 教職員の所定内労働時間については、1日7時間・週35時間制をめざすこと。
 - ② 年休など各種有給休暇の完全取得を保障すること。そのための「年間計画」を各学校で策定・実施することを奨励すること。
 - ③ 行政職員などの超過勤務の上限は1日2時間、月20時間、年120時間以内とすること。休日・深夜労働についても上限規制をおこなうこと。
- (2) 教員の時間外労働の解消などにかかわる要求
 - ① 超過勤務の具体的な解消にむけ、調査等の精選・合理化をはかること。また、研究指定校を大幅に減らすとともに、これに関わる会議や資料の軽減を積極的にすすめること。
 - ② 文部科学省の責任でおこなった教職員の勤務実態調査の結果にもとづき、超過勤務を解消するため、必要な教職員定数増をおこなうこと。また「1年間の変形労働時間制」を制度として導入しないこと。

- ③ 教育活動に必要な仕事は基本的には勤務時間内に終了できるよう、教職員の増員をはじめとする条件整備をおこなうこと。
 - ④ 教員の時間外労働については、臨時・緊急の限定4項目以外の時間外労働は違法であり、許されないとの給特法の趣旨をすべての学校に徹底すること。現に存在している時間外勤務については、「振替」などで適切に調整すること。
 - ⑤ 部活動による長時間過密労働を解消するため、勤務時間の割振り変更の措置、最低でも週一日の休みの確保など、具体的な措置を徹底するよう都道府県教育委員会に対して求めること。
 - ⑥ 休憩時間の確保と勤務時間の途中付与、一斉付与、自由利用のために、人的・物的条件の整備をおこなうこと。また、休息時間が廃止になった下でも「従来の小休止や生理的欲求は規制しない」など、元気回復のための措置を認めること。
- (3) 各種休暇制度の拡充についての要求
- ① 育児介護に関わる休暇制度を改善し、男性の取得促進を具体化すること。
 - 1) 介護休暇の取得期間を1年間とし、断続取得や同一疾病での再取得を可能にするとともに、事前申請手続きの緩和、要介護期間の制限撤廃、代替教職員の配置などの改善をおこなうこと。また、所得保障措置をはかること。
 - 2) 短期の「介護休暇」における要介護期間の制限を撤廃すること。
 - 3) 家族休暇制度を新設すること。当面、「子の看護休暇」制度を拡充し、家族を対象に、予防接種、健康診断、疾病・けが治療などにあたるようにすること。
 - 4) 学校・園行事参加などの子育て休暇を新設すること。
 - 5) 育児のための短時間勤務制度の実施にあたっては、代替措置の確保など条件整備をおこなうこと。
 - 6) 育児休業の無給規定を撤廃すること。当面、所得保障期間の延長と「手当金」支給水準改善など、所得保障措置を改善、拡充すること。また、部分休業を有給とすること。
 - 7) 3か月以下の育休取得者について、期末手当を減じないこと。
 - 8) 1年以上の代替は正規教職員で配置すること。また部分休業も代替措置をすること
 - 9) 公務ではたらく非正規職員が育児・介護休業を取得できるようにすること。
 - ② 育児時間を少なくとも1日120分にし、3歳児未満まで延長すること。
 - ③ 母性保護のための休暇を保障し、拡充すること。産前産後休暇については各10週間とすること。
 - ④ 臨時・非常勤教職員の産休取得にあたって、代替措置をおこなうこと。
 - ⑤ 不妊治療のための休暇制度を確立すること。
 - ⑥ 更年期障害に対して、健康相談、通院保障、休暇、労働軽減などの措置を設けること。
 - ⑦ 教職員の負傷または疾病のための治療、休養にあたっては、特別休暇による病気休暇の取得を保障し、年次有給休暇の取得を強要しないこと。
 - ⑧ リフレッシュ休暇や福利・厚生に関わる休暇を制度化すること。ボランティア休暇の拡充をはかること。
 - ⑨ 年次有給休暇の日数を増やすとともに、夏季休暇の日数を1週間以上に延長すること。
 - ⑩ 臨時・非常勤教職員の休暇等について、常勤教職員に準じた制度とすること。

6 教職員のいのちと健康を守る施策等について

- (1) 文部科学省として発出した「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について」および「公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備について」を踏まえて、管理職の責任による教職員の勤務時間管理をすすめること。
- (2) 教職員の日常的な健康相談、メンタルヘルス相談に対応するため、産業医の配置のための予算を確保するとともに、すべての学校に実施が義務づけられた長時間労働教職員の「医師による面接指導」を確実に実施すること。

- (3) 教職員のいのちと健康を守る施策の充実をはかること。とくに長時間労働や過重労働による健康被害障害防止のための具体的措置を示すこと。
- (4) 教職員の精神性疾患の増加に対し、「厚生労働省メンタルヘルス指針」をふまえた文部科学省指針を策定するとともに、教育行政施策の点検など、積極的で有効な施策を講ずること。
- (5) 全国的な教職員の健康実態調査を実施し、文部科学省内に労働安全衛生法を担当する部署を新設すること。
- (6) 教職員の健康診断の充実、男女別トイレ・更衣室・休養室の設置、職場環境の改善など労働安全衛生法にもとづく健康・安全の施策と予防措置をおこなうこと。
- (7) 妊娠教職員、病气加療中、休職明けの教職員などの労働軽減をおこない、必要な代替教職員の配置を確保すること。
- (8) 障害児学校を腰痛多発職場として認定し、労働条件を改善すること。
- (9) 「セクハラ防止指針」に沿った施策を講ずること。また、文科省として「パワハラ防止指針」を定めるとともに、任命権者に対し「パワハラ防止指針」の策定を促す通知を发出すること。
- (10) 公立学校共済組合理事および運営審議会委員を公正に選任すること。

7 憲法に立脚した民主教育を確立するために

- (1) 学習指導要領を押しつけず、「大綱的基準」としての性格を明確にして、各学校の教育課程編成を尊重すること。
- (2) 教員免許更新制は、直ちに廃止すること。
- (3) 「全国学力・学習状況調査」は、中止すること。
- (4) 副校長、主幹教諭、指導教諭などの「新たな職」は、廃止すること。主幹教諭のための定数増にかかわって、「その他の職員」の定数を削減しないこと。
- (5) 地方教育委員会に教育振興基本計画の策定を押しつけないこと。
- (6) 学校への「日の丸・君が代」の押しつけをおこなわないこと。
- (7) 教科用図書検定規則の改悪を撤回すること。また、「義務教育諸学校教科用図書検定基準」にもとづく教科書検定制度の改悪をおこなわないこと。教科書価格を改善すること。
- (8) 10年経験者研修、初任者研修を廃止すること。当面、教職員の自主性を守り、教員の子どもに向き合う時間の確保などの観点からそのあり方を抜本的に見直すこと。また、長期休業中もふくめ、教職員の研修権については、憲法第23条が定める学問の自由、第26条が定める国民の教育権、教育公務員特例法にもとづいて保障すること。
- (9) 高校教育「多様化」、高校入試制度「多様化、多元化」政策を中止すること。
- (10) 子ども、父母・保護者が参加し、共同で学校教育の充実と運営の民主化を図る学校づくりを推進すること。これに反する「学校運営協議会」「学校支援地域本部」「新しい公共型学校」の押しつけをおこなわないこと。

8 教育条件の整備について

- (1) 国の責任で30人学級を早期に実現するとともに、教職員定数の改善を計画的に進行させるために、「教職員定数改善計画」を策定し、着実に実施すること。高校、特別支援教育における学級編制標準の改善など計画をいっそう充実させること。
- (2) 教育活動に必要な教職員は正規採用を基本とし、定数内の臨時教職員の配置はおこなわないこと。「定数崩し」による臨時教職員の増大をおこなわないこと。再任用制度については、定数外とし、別枠で配置すること。
- (3) 教育の機会均等を財政面から支える根幹の制度である義務教育費国庫負担制度の維持・拡充をはかり、国庫負担率を2分の1に復活すること。各地で、臨時・非常勤化を進める要因となっている総額裁量制は廃止すること。国の最低基準のうえに、地域の実情などを考慮した教育条件の引

- き上げを保障し、財政的に担保する「教育交付金」(仮称)を創設すること。
- (4) 業務の民間委託化による現業職員などの定員削減をおこなわないこと。
 - (5) 特別支援学校のマンモス化を解消し、小規模・分散配置を促進すること。それを促進する特別支援学校の学校設置基準を策定し、必要な教育条件に国が予算的に保障できる制度を確立すること。
 - (6) 障害者権利条約の批准にあたっては、最大限の発達保障、アイデンティティの形成、自由な社会への効果的参加の促進などの権利条約にある教育の目的をふまえ、日本の教育制度全体を見直し、通常学級、特別支援学級、特別支援学校のそれぞれの教育条件を充実させること。
 - (7) 通常学級に在籍する特別な教育を必要とする子どもたちのため、全公立小中高校に教員を加配すること。また、すべての学校に通級指導教室を設置すること。そのための定数改善計画をつくること。
 - (8) 「安全・安心な学校」のための条件整備をおこなうこと。
 - ① あらゆる災害を想定した新たな安全基準の策定と、それに沿った校舎等の検査、点検を行うこと。
 - ② 犯罪から子どもたちの安全を守るため、警備員等の職員の配置、地域の実態に応じたスクールバス運行等の条件整備をすすめること。
 - ③ 校舎・施設の耐震診断・耐震工事をさらに早めるとともに、老朽化対策のための補修・改築をおこなうこと。そのために必要な財政措置をいっそう強化すること。
 - ④ アスベストの完全除去にむけた抜本的な対応をおこなうこと。
 - (9) 学校への配当予算の削減がおこなわれぬよう、地方交付税の増額を総務省に要求すること。
 - (10) 「学校規模の適正化」の名による、学校・地域の実情を無視した一方的な学校統廃合の押し付けをおこなわないこと。
 - (11) 学校給食などの民間委託・センター化をおこなわないこと。直営・自校方式の普及に努めるとともに、「地産地消」による学校給食を充実させることなどをめざして、すべての学校に栄養教諭・栄養職員を配置し、調理員を増員すること。
 - (12) 学校事務職員をすべての学校に配置することをめざすと同時に、学校事務のセンター化や共同実施の押し付けをおこなわないこと。また、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第9条第4号に定める事務職員の加配については、該当校への配置をすすめること。
 - (13) 養護教諭の全校配置、複数配置をすすめること。
 - (14) 小中学校の司書配置が地方財政措置されたことをふまえ、専任の学校図書館司書をすべての学校に配置すること。
 - (15) 私学助成金を大幅に増額すること。経常費の2分の1助成を早期達成すること。
 - (16) スポーツ振興予算を増額するとともに、破綻している「サッカーくじ」を廃止すること。
 - (17) 暑熱、寒冷などから子どもの教育環境を守り、教職員の労働条件を確保するために空調設備の計画的整備を行うこと。

9 国民のくらしの向上と平和、民主主義の擁護について

下記の要求の実現のために、文部科学省として、関係機関にはたらきかけること。

- (1) 憲法改悪をおこなわず、憲法を生かした諸施策をすすめること。
- (2) 高校生、大学生、青年の「就職危機」を打開するために、求人・雇用の拡大、労働者派遣法の抜本改正、最低賃金の大幅引き上げなど、緊急の対策を講じること。
- (3) 国民生活を破壊する「社会保障と税の一体改革」は撤回すること。庶民大増税を行わず、社会保障制度の拡充をはかること。
 - ① 大企業・大金持ち優遇税制をやめ、消費税率の引き上げをおこなわないこと。

- ② 基礎年金の国庫負担をただちに2分の1に増額するとともに、消費税によらない全額国庫負担の最低保障年金制度を確立すること。
 - ③ 子ども・高校生の「無保険」状態を解消すること。子どもの医療費を無料にすること。
後期高齢者医療制度は直ちに廃止すること。また、医療費の国庫負担については、共済・健保本人、家族入院の3割負担制度をやめ、2割にもどすこと。
 - ④ 小児科、産婦人科をはじめ地域の医療を守ること。介護保険料引き上げに反対し、利用料の減免制度をつくること。軽度者の介護サービス取り上げをやめること。
 - ⑤ 生活保護制度を改善し、必要とする国民が利用できる保護行政に改めること。高校就学費を削減しないこと。老齢加算を復活すること。
 - ⑥ 障害者「自立」支援法を廃止し、障害者総合福祉法（仮称）の制定にあたっては、障害者権利条約の視点から、障害者・家族の願いをふまえ、応益負担の廃止、報酬単価の引き上げなどをおこなうこと。
- (4) 社保庁職員に対する分限免職処分は撤回し、日本年金機構への採用をはじめ、経験と専門性を生かせる安定した雇用を確保すること。また、日本航空ならびに企業再生支援機構に対し、不当解雇の即時撤回と人員削減施策の遂行の即時中止を決断し、真の再建と安全運航の確保に取り組める体制を再構築するよう、指導すること。
 - (5) 国と自治体が責任を負う公的保育制度の解体につながる幼保一体化をふくめた「子ども子育て新システム」を導入しないこと。公的責任による保育施策の拡充など、働きつづけるための条件整備をおこなうこと。
 - (6) 福祉・教育を充実させるために地方交付税を増額すること。
 - (7) ナショナルミニマム保障の国の責任を放棄し、地方自治を破壊する「地域主権」改革と道州制導入を行わず、国の責任による福祉・教育条件の充実をはかること。憲法に基づいた地方自治の確立に努め、自治体リストラを強要しないこと。
 - (8) 政府の責任による食の安全対策を徹底すること。また、日本の農業と食糧をまもるために輸入を規制し、食糧自給率の向上をはかるために、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）に参加しないこと。
 - (9) 米軍基地の再編強化・自衛隊一体化計画を中止し、日米地位協定を抜本的に改定し、在日米軍基地の撤去をすすめること。
 - ① 在日米軍基地による住居環境や学習環境の侵害、米兵による事故・犯罪、子どもたちの人権を侵害する事件の根絶をはかること。
 - ② 国民の暮らしの安全・安心を守る立場に立ち、米軍基地の撤去をすすめ、米軍への「思いやり予算」の廃止、軍事費の削減につとめること。
 - ③ 集団的自衛権の行使、PKO参加5原則の武器使用基準の見直し、武器輸出3原則の全面的な見直し、非核3原則の見直しなど、自衛隊の海外派兵恒久化と侵略型強化をおこなわないこと。
 - ④ 防衛省や自衛隊による中・高校生への入隊の勧誘、職場体験学習や総合的な学習の時間などでの体験入隊、現職教員の自衛隊での研修など、学校教育への介入をやめさせること。
 - (10) 温室効果ガス排出量の25%達成に向け、大企業の責任を明らかにした実効ある地球温暖化防止対策に積極的にとりくむこと。
 - (11) 核兵器廃絶を実現する先頭に立ち、国連において核兵器全面禁止・廃絶条約の交渉を開始する国際合意をつくるために努めること。核密約を廃棄し、「非核三原則」を遵守し、核兵器を日本に持ち込ませない措置を講じること。

以 上